閲査し公平なる見地の上に其の減免率を決定す

三、調停終了したる時委員長は其の減免決議事項を各關係者に通知す

四、組合員外の調停に就ては兩者了解の許に申出ありたる時調停を行ふ

五、總て審査は平年作を基準として其の率を決定す

六、審査は數枚の田を一圓として平均減收率を認むるも各關係に其の歩合率を審査決定す

七、其他細部の方法に就ては委員長適宜決定す

八、調停申出なきものは審査せず

（申立は調停申請書に依ること申出書は委員長より發行す用の記入を爲し委員長に提出すること）

九、調停申請は審査田圃先に於て爲す事を得ず必ず審議に依ること

一〇、調停前下見を爲し批評することを得ず

一一、委員外の地主耕作人は一切審査現場に立ち寄り意見を開陳することを得ず

一二、刈取着手時期は委員長より通知するを以て其の以前に刈取ることを得ず

一三、坪刈は委員會に於て決定す